

## 水道料金の減免措置に関する決議（案）

東京都議会は、平成16年10月、水道料金の改定に際し、中小企業や都民生活を守る立場から、低所得者世帯、社会福祉施設、公衆浴場及び用水型企业について、特別の減免措置を講ずるべきとの付帯決議を行った。

その後、都議会では、東京の地域経済や都民生活の状況を考慮し、令和3年3月に減免措置の継続を求める決議を行った。

これを受けて、都は、水道料金の減免措置を実施しているが、本年3月末日をもってその実施期間が終了する。

現在、我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、都民生活、中小企業の業況等は依然として厳しい状況にあり、ここで減免措置が終了することになれば、低所得者世帯や用水型企业等に多大な影響を与えることになる。

よって、東京都議会は、低所得者世帯、社会福祉施設、公衆浴場及び用水型企业に係る水道料金について、減収分に適切な措置を行った上、令和8年4月以降も、減免措置を継続するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年3月 日

東 京 都 議 会